

総務省・全国総務部長会議 概要

2013年2月13日

1. 坂本副大臣あいさつ

- ・今回の引き下げの要請は、地方の給与が高いからとか、財政状況の改善のためというものではなく、防災・減災をすすめることや地方の活性化を図るため、また、消費税増税に国民の理解を得るため、公務員が範を示すためのもの。
- ・地方の削減努力は理解している。国会議員もカットしている。地域の元気づくり事業では、これまでの削減努力を反映して配分する。
- ・今年度の地方財政の総額は、昨年を下回らないようにした。これからも分権改革を進める。地方の活力なしに日本の再生はない。ご協力を。

2. 公務員部長

- ・経過について 昨年4月から国公給与削減が行われている。政権交代があり、自民党は国・地方あわせて2兆円の削減を言い、公明党との連立協議でも総人件費削減が合意された。1月15日の国と地方の協議で要請するが、地方から慎重な対応を求められた。地方6団体との2度の意見交換を経て、24日には、地方での速やかな措置を要請するとの閣議決定が行われた。その後、給与削減と防災・減災など特別枠を含む地方財政計画を決定したところ。総務省として、1月28日に総務大臣通知を出し、あわせて自治体に書簡を送った。
- ・要請の趣旨について（副大臣のあいさつのとおり）
- ・ラスパイレスについて 2月8日に公表した。全国平均は107.7（昨年比8.1増）。国家公務員の削減前との比較として参考値は、98.9（昨年と同じ）。100を超える団体は、1566団体で、全体の9割を占める。この数値を基に具体的な措置をすすめてほしい。
- ・今後の対応について 国に準じた措置をお願いするが、現行給与を一律に7.8%削減するというのではなく、地方独自の措置を含めてのもの。7月までに条例改正を。

3. 給与能率推進室長

（削減方法の具体的な取り扱いについて、**資料2**をもとに説明。中で特に説明を加えた点のみ以下に記載）

○「3 2に準じた取り組み」の「(2) 具体的な取り組みの目安 A給料」について

- ・具体的な取り組みは、4月1日時点のラスパイレス指数に基づいて削減するというもので、※印にあるとおり、4月2日以降に指数に影響を与える独自カットの改廃があれば、それを考慮すること。
- ・資料2の2ページあるように、ラスパイレス100以下＜パターンA＞については、削減を求めない。100以上＜パターンB＞では、一律に国に準じた削減を行うということではなく、ラス100となる削減を行うことを要請する。国と同様の削減を行っても、ラス100にならない＜パターンC＞場合は、※印にあるように、引き続き、給与適正化の取り組みが必要。

・ラス比較に国の指定職が含まれていないとの批判があるが、影響は 0.01 程度であり、その批判はあたらない。

○「B 手当」について

・(ロ) の期末・勤勉手当は、仮にラスパイレス 100 以下であっても、国の措置【削減前の本俸（人勸の 0.23%改定後の額）を基礎額として計算した手当額から 9.77%を削減】と同様の措置が行われていなければ、削減を考慮すべき。

4. 交付税課長

（すでに 1 月 31 日に実施した「全国財政担当者会議」で示した資料 5 について、補足的に説明）

○「地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応について」（2 ページ）は、書いてある通り。

○「地方公務員給与の削減による各団体の基準財政需要額への影響額の簡易な試算方法（イメージ）」（3 ページ）について

・1 ページにある削減額（一般財源分）7854 億円は、都道府県が警察などで人件費率が高く、都道府県 65 に対し市町村 35 の割合で区分されるため、都道府県は 5105 億円、市町村が 2749 億円程度となる。

・さらに影響額は、都道府県・市町村とも規模によって差が出るため、人口・区分によって、総需要額に対する比率を表で示した。計算式で、都道府県なら α を人口区分の数字、市町村なら β を市町村の区分の数字で計算できる。しかしこれは、あくまで概算。※印にあるように、団体の状況によって異なる。

○「地域の元気づくり推進費（仮称）の算定（案）」（4 ページ）について

・算定額は、総額 3000 億円を前ページ同様に、都道府県 65 市町村 35 に分け、道府県 1950 億円、市町村 1050 億円となる。

・算定方法にあるとおり、道府県・市町村とも単位費用を基礎に、総額を 3 分の 1 に分け（道府県は 650 億円、市町村は 350 億円）、それぞれ、①人口と段階補正、②ラスパイレス、③職員削減による算定の合計額となる。したがって、ラスパイレス 100 以上のところは、ラスパイレス指数による上乗せはないということになる。

5. 質疑（各地方公共団体担当者から）

- 本日要請を受けたが今後説明会等は予定されているのか
⇒ 説明会は、今回の1回で終わりと考えているが、質問などは随時受け付け、各団体には情報提供する
- 期末・勤勉手当に対する減額の計算方法は
⇒ 減額前の月額をもとに計算した結果から、国に準じた9.77%分を減額する
- 今回の総務省からの要請に応えなかった場合、国からの不利益措置などはあるのか
⇒ 政府としては十分説明していく やってもやらなくてもいいという姿勢で説明しているわけではない
- 教職員のカット率は
⇒ 特別に率は考えていない 行政職で
- 全自治体に通知しているが、ラスパイレス100未満のところは
⇒ 国以上にやっていると見なされれば、新たな取り組みが必要だとはならないという認識 ただし、あくまでこれは給与部分の話で、手当は別なので各団体で違ってくると思う
- 交付税は
⇒ 7月からの給与削減を見込んでいる それに基づき算定するので、各団体の取り組みに関わらず一律に削減する ただ、一方元気づくり事業費はこれまでの実績に基づき各団体異なる
- 条例案は示されるのか
⇒ 各団体で給与の状況が違うため、条例案はなじまないと考えている 国の給与臨時特例法が総務省のHPにあるのでこれを参照してほしい
- これまで独自の給与削減をやっているが、このような場合7月からという時期を遅らすことなどは可能か
⇒ 過去の水準や額を言っているのではない 要請は遅くとも7月からとしている
- 取組状況調査等とはどんな調査か
⇒ 作業の取り組み状況、できた条例、また独自の給与削減（H25.4.1）の取り組みも必要かと考えている

- 今回の要請では、地方公務員の給与が高いことが理由ではないと言っているにもかかわらず、ラスパイレスを基準としているのは
 - ⇒ 考え方の「趣旨」にある通り ラスパイレスは目安として
- 人事委員会の勧告によって給与を決めているが
 - ⇒ 人勧は尊重すべき 特例法の概要にある通り財政事情及び震災に対処する必要性から国は行った 各団体においても条例改正で対応してほしい
- どういう権限で
 - ⇒ 地公法の技術的助言及び地方自治法の技術的な助言に基づいて行っている 市町村に対しても連絡調整役として要請、技術的助言をしていただきたい
- 具体的取組目安が示されているが、例えば手当で行うとか各団体に任せてもらえないか
 - ⇒ この目安をもとにお願いしている あくまで国と同等 これを説明できるか責任が求められる 人員削減などではなく、あくまで給与水準の引き下げを求めている 給与適正化の取り組みをやったからいいとはならない
- 一部事務組合も対象か 行政委員会の委員は
 - ⇒ 対象 委員は国の特別職や臨時・非常勤の扱いを参考にしてほしい
- 期末・勤勉手当は、6月と12月があるが、12月だけが対象か
 - ⇒ お見込みの通り
- 期末・勤勉手当の率、9.77%について
 - ⇒ 国の人勧が▲0.23%だったため、9.77%となっている あくまで国と同等を求めている 人事委員会勧告で引き下げがなかった場合、期末・勤勉手当の減額率は10%としてもらいたい
- この間の独自の給与減額についての考慮は
 - ⇒ 過去の削減ではなく、現時点、H24.4.1のラスパイレス、水準の問題 独自の給与削減の率は問題ではない 4.2以降の独自の給与減額は含まれる
- 今年夏の勧告の扱い
 - ⇒ 夏の人勧は考えない

以 上